

（第64号議案）

中野区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき、中野区の議会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を含む。）、区長（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は附属機関の求めにより出頭した者若しくは公聴会に参加した者（以下「参考人等」という。）に支給する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（参考人等の範囲）</p> <p>第2条 前条の参考人等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 中野区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年中野区条例第 号）第8条第3項の規定により出頭を求めた参考人又は鑑定人</u></p> <p><u>(5) 中野区入札監視委員会条例（平成20年中野区条例第11号）第6条の規定により出席を求めた参考人</u></p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき、中野区の議会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を含む。）、区長（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は附属機関の求めにより出頭した者若しくは公聴会に参加した者（以下「参考人等」という。）に支給する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（参考人等の範囲）</p> <p>第2条 前条の参考人等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年中野区条例第9号）第16条第3項の規定により出席を求めた参考人</u></p> <p><u>(5) 中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）第35条第3項の規定により出席を求めた参考人</u></p> <p><u>(6) 中野区入札監視委員会条例（平成20年中野区条例第11号）第6条の規定により出席を求めた参考人</u></p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年9月1日から施行する。

第2条～第6条 (略)

中野区区政情報の公開に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>救済手続</u> (第13条—<u>第15条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第16条</u>—第19条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(第三者保護の手続)</p> <p>第12条の2 実施機関は、請求情報に請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合であつて、第10条第1項の請求情報の公開の可否の決定(当該決定の内容が請求情報の全部又は一部を公開するものに限る。この条及び<u>第15条第1号</u>において「公開決定」という。)をしようとするときは、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を文書により通知し、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3章 <u>救済手続</u></p> <p>(審査請求)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、公開決定等又は第1項の公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>中野区情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p><u>第14条</u> 前条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>救済手続等</u> (第13条—<u>第16条の7</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第16条の8</u>—第19条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(第三者保護の手続)</p> <p>第12条の2 実施機関は、請求情報に請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合であつて、第10条第1項の請求情報の公開の可否の決定(当該決定の内容が請求情報の全部又は一部を公開するものに限る。この条及び<u>第13条の3第1号</u>において「公開決定」という。)をしようとするときは、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を文書により通知し、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3章 <u>救済手続等</u></p> <p>(審査請求)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、公開決定等又は第1項の公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>第15条第1項</u>に規定する<u>中野区情報公開審査会</u>に諮問し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p><u>第13条の2</u> 前条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を速やかに</p>

しなければならない。

(1)～(3) (略)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における  
手続)

第15条 第12条の2第3項の規定は、次の各号  
のいずれかに該当する裁決をする場合について準  
用する。

(1)・(2) (略)

通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等におけ  
る手続)

第13条の3 第12条の2第3項の規定は、次の  
各号のいずれかに該当する裁決をする場合につい  
て準用する。

(1)・(2) (略)

(調査等の要請)

第14条 区民及び請求者は、実施機関によるこの  
条例の解釈又は運用について改善すべき点があ  
ると考えるときは、規則で定める事項を記載した  
文書により、審査会に対し、必要な調査をし実施  
機関に改善を勧告するよう要請することができる。

(審査会)

第15条 この条例の公正な運営を確保するため、  
区長の附属機関として、中野区情報公開審査会  
(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第13条第3項(同条第4項において準用す  
る場合を含む。以下同じ。)の規定による諮問そ  
の他実施機関から諮問のあつた事項について審  
査又は審議をすること。

(2) この条例の解釈及び運用について調査し、実  
施機関に勧告すること。

3 審査会の委員(以下単に「委員」という。)は、  
5人以内とし、地方自治、基本的人権等に関して  
優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱す  
る。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨  
げない。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことが  
できる。この場合において、補欠の委員の任期は、  
前任者の残任期間とする。

6 区長は、委員が心身の故障のために職務の執行  
ができないと認める場合又は委員に職務上の義務

違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の権限)

第16条 審査会は、前条第2項第1号に規定する事項を処理するため必要と認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る区政情報の提出を求めることができる。この場合において、実施機関は、これを拒んではならない。

2 前項の場合において、何人も、審査会に対し、その提出された区政情報の公開を求めることができない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、前条第2項に規定する事項を処理するため必要と認めるときは、関係者及び参考人に対し、資料を提出し、又は意見聴取のため出席するよう求めることができる。

(意見の陳述)

第16条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第16条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第16条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第16条第3項及び前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した関係者若しくは参考人又は審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による写しの交付に係る事務手数料は、無料とする。

5 前項の規定にかかわらず、審査請求人又は参加人は、第1項の規定による写しの交付を受けるときは、実施機関が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査請求人又は参加人が、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、同項の写しの作成に要する費用を免除することができる。

(手続の併合又は分離)

第16条の5 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離するこ

<p>第4章 雑則 (公益団体に対する指導)</p> <p><u>第16条</u> 区長は、公益を目的とする団体のうち規則で定めるものに対して、当該団体の保管する情報の公開について区の施策に準じた措置をとるよう協力を求めなければならない。</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>とができる。</u></p> <p><u>2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(審査手続の非公開)</u></p> <p><u>第16条の6 審査会が行う第13条第3項の規定による諮問に係る事項についての審査の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>(答申書の送付等)</u></p> <p><u>第16条の7 審査会は、第13条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p>第4章 雑則 (公益団体に対する指導)</p> <p><u>第16条の8</u> 区長は、公益を目的とする団体のうち規則で定めるものに対して、当該団体の保管する情報の公開について区の施策に準じた措置をとるよう協力を求めなければならない。</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年9月1日から施行する。

第2条・第3条 (略)

(中野区区政情報の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例の施行前に、前条の規定による改正前の中野区区政情報の公開に関する条例第15条第1項の中野区情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないもの及び情報公開審査会にされた前条の規定による改正前の中野区区政情報の公開に関する条例第14条の規定による調査等の要請でこの条例の施行の際当該調査等の要請に対する勧告がされていないものは審査会の所掌事項として審査会にされた諮問及び調査等の要請とみなし、当該諮問及び調査等の要請について情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会の所掌事項として審査会がした調査審議の手続とみなす。

2 情報公開審査会の委員であった者に係る前条の規定による改正前の中野区区政情報の公開に関する条例第15条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この

条例の施行後も、なお従前の例による。

第5条・第6条（略）

中野区個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 <u>救済手続</u> (第33条—<u>第35条</u>)</p> <p>第7章・第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第32条の2 (略)</p> <p>第6章 <u>救済手続</u> (審査請求)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、開示等決定又は第1項の開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>中野区情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p><u>第34条</u> 前条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p><u>第35条</u> 第32条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 <u>救済手続等</u> (第33条—<u>第35条の7</u>)</p> <p>第7章・第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第32条の2 (略)</p> <p>第6章 <u>救済手続等</u> (審査請求)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、開示等決定又は第1項の開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>第34条第1項に規定する中野区個人情報保護審査会</u>に諮問し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p><u>第33条の2</u> 前条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p><u>第33条の3</u> 第32条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(審査会)</u></p> <p><u>第34条</u> <u>審査請求について審査するため、区長の附属機関として、中野区個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</u></p>

2 審査会は、前項の審査を踏まえ、必要があると認めるときは、個人情報の保護に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

3 審査会の委員（以下単に「委員」という。）は、5人以内とし、個人情報の保護に関して優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 区長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（審査会の権限）

第35条 審査会は、前条第1項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示等決定に係る個人情報の提出を求めることができる。この場合において、実施機関は、これを拒んではならない。

2 前項の場合において、何人も、審査会に対し、その提出された個人情報の開示を求めることができない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、前条第1項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、関係者及び参考人に対し、資料を提出し、又は意見聴取のため出席するよう求めることができる。

（意見の陳述）

第35条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）から申

立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第35条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第35条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第35条第3項及び前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した関係者若しくは参加人又は審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による写しの交付に係る事務手数料は、無料とする。

5 前項の規定にかかわらず、審査請求人又は参加

<p>第36条～第45条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>人は、第1項の規定による写しの交付を受けるときは、実施機関が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査請求人又は参加人が、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、同項の写しの作成に要する費用を免除することができる。</u></p> <p><u>(手続の併合又は分離)</u></p> <p><u>第35条の5 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。</u></p> <p><u>2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(審査手続の非公開)</u></p> <p><u>第35条の6 審査会が行う第33条第3項の規定による諮問に係る事項についての審査の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>(答申書の送付等)</u></p> <p><u>第35条の7 審査会は、第33条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p>第36条～第45条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
-------------------------------------	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年9月1日から施行する。

第2条～第5条 (略)

(中野区個人情報の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この条例の施行前に、前条の規定による改正前の中野区個人情報の保護に関する条例第34条第1項の中野区個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）にされた諮問でこの条

例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会の所掌事項として審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会の所掌事項として審査会がした調査審議の手続とみなす。

- 2 個人情報保護審査会の委員であった者に係る前条の規定による改正前の中野区個人情報の保護に関する条例第34条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。